

愛西市公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

令和4年5月9日

愛西市長 日 永 貴 章

1. 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 早尾上下自治会

(2) 区域 愛西市早尾町北河原、堤敷、村北、前並、野藪、舟原、川並、南川並のうち県道8号線津島南濃線より西側、市道5043号線西側の南は市道5055号線まで、市道105号線西側の北は市道5050号線と南は市道5051号線の間及び市道5100号線より西側の区域

(3) 主たる事務所 愛西市早尾町村北50番地

2. 申請不動産に関する事項

(1) 土地

| 地目 | 面積 | 所在地 |
|-----|------|--------------|
| 雑種地 | 102㎡ | 愛西市早尾町北河原93番 |

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 伊藤愛之助 外4名

3. 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4. 異議を述べることができる期間

令和4年5月9日から令和4年8月9日まで

5. 異議を述べる方法

愛西市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

6. 異議申出書等の提出先

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

愛西市役所市民協働部市民協働課

電話 0567-55-7113